



佐賀県公報

平成18年
5月10日
(水曜日)
第12751号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○公有水面埋立ての免許	(三三〇・河川砂防課)	一
○字の区域の変更	(三三一・市町村課)	四
○指定金融機関等の指定の一部改正	(三三二・会計課)	五
公 告		
○平成十八年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務課)	五
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	六
○土地改良区役員の就任届	(農地整備課)	七
○	()	七
○	()	七
○県営北方地区土地改良事業計画決定	()	八
○県営白石地区土地改良事業計画決定	()	八
○上場Ⅳ期地区繁倉換地区換地計画	()	八
○上場Ⅳ期地区棚橋換地区換地計画	()	九
○換地処分	()	九
○県営東山田地区土地改良事業の工事完了	()	九
人事委員会事項		
○労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分の一部改正	(告示・一)	九
選挙管理委員会事項		
○政治資金規正法第一七条第二項の規定による政治団体の公表	(告示・一六)	二〇
○政治団体の平成一六年度の収支に関する報告書の要旨の訂正	(公告・二)	二〇

○ 告 示

●佐賀県告示第三百三十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成十八年五月十日

佐賀県知事 古川 康

一 免許年月日 平成十八年四月二十八日

二 免許を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(二) 名称 玄海町

(三) 代表者の氏名 玄海町長 寺田 司

三 埋立区域

(一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字尾の前七一二番一、七一二番五、七二四五番六及び七二四五番四五並びに七二四五番一、七二四五番四五から七二四五番四七まで、七二四五番四九、七二四五番五四、七二五〇番、七二六二番、七二六三番三、七二六三番四、七二六六番一及び七二七四番、字小倉七二七五番、七二七七番イ、七二七七番ロ、七二七八番一及び七二八九番四並びに字志礼川八四二三番一及び八四二七番三の地先公有水面

(二) 区域

ア 次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ春分の満潮位(DLプラス二・六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串字森木七五三番二に設置された四等三角点(北緯三三度三分五八秒、東経一二九度五十分二四秒)

から二〇五度一三分三五秒一、一三七・〇四メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から三六度一〇分五七秒一三・八五メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から三六度一分二五秒一・九三メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から三四度四八分二七秒八・三二メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から三七度三四分四秒一一・〇三メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から四三度二分五〇秒一〇・一三メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から五一度二〇分二五秒六・九メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から五六度四七分七秒六・八八メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から六四度一七分二〇秒一・六五メートルの地点
- イ 次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑤の地点と⑩の地点を結ぶ春分の満潮位(DLプラス二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- ⑩の地点 佐賀県唐津市鎮西町串字森木七五三番二に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒)から二〇四度一二分二一秒一、〇七七・七六メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から六四度一六分四五秒七・八三メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から七三度四九分五八秒一一・九八メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から七八度三九分五三秒〇・四四メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から八五度一七分二六秒一一・二五メートルの地点
 - ⑮の地点 ⑭の地点から八九度九分二一秒一〇・七二メートルの地点
 - ⑯の地点 ⑮の地点から九二度五三分三六秒七・二一メートルの地点
 - ⑰の地点 ⑯の地点から九二度二五分一三秒一三・一四メートルの地点
 - ⑱の地点 ⑰の地点から九二度五二分二〇秒三・五三メートルの地点
 - ⑲の地点 ⑱の地点から五度二二分一三秒三・六八メートルの地点
 - ⑳の地点 ⑲の地点から九三度四八分二六秒九・九一メートルの地点
 - ㉑の地点 ⑳の地点から九九度二五分五六秒五・〇二メートルの地点
 - ㉒の地点 ㉑の地点から九九度四二分二八秒二・五三メートルの地点
 - ㉓の地点 ㉒の地点から一〇一度五八分二一秒六・七六メートルの地点

- ②4の地点 ②3の地点から一一九度五八分一四秒一〇・一メートルの地点
 - ②5の地点 ②4の地点から一〇五度四五分五八秒五・〇九メートルの地点
 - ②6の地点 ②5の地点から一〇六度二四分二〇秒六・七メートルの地点
 - ②7の地点 ②6の地点から一〇九度三八分八秒一四・二メートルの地点
 - ②8の地点 ②7の地点から一一一度五七分五九秒一七・二二メートルの地点
- 点
- ②9の地点 ②8の地点から一一一度五〇分一二秒三・〇一メートルの地点
 - ③0の地点 ②9の地点から一一一度四五分五五秒二〇メートルの地点
 - ③1の地点 ③0の地点から一一一度四五分五六秒一一・〇一メートルの地点
- 点
- ③2の地点 ③1の地点から一一一度三分三〇秒九・〇六メートルの地点
 - ③3の地点 ③2の地点から一一二度一四分四六秒一〇・二六メートルの地点
- 点
- ③4の地点 ③3の地点から一一四度四〇分四〇秒九・五八メートルの地点
 - ③5の地点 ③4の地点から一一七度一四分四一秒〇・八六メートルの地点
 - ③6の地点 ③5の地点から一一九度二一分二三秒一〇・五三メートルの地点
- 点
- ③7の地点 ③6の地点から一二三度一〇分三二秒一〇・五三メートルの地点
- 点
- ③8の地点 ③7の地点から一二七度二秒一〇・五一メートルの地点
 - ③9の地点 ③8の地点から一三〇度四八分二九秒一〇・五一メートルの地点
- 点
- ④0の地点 ③9の地点から一三六度八分三九秒二〇・六八メートルの地点
 - ④1の地点 ④0の地点から一三八度二八分一九秒八・二メートルの地点
 - ④2の地点 ④1の地点から一三八度一九分三一秒一一・九三メートルの地点
- 点
- ④3の地点 ④2の地点から一四〇度三九分九秒一六・五二メートルの地点

④④の地点 ④③の地点から五四度五七分四一秒四・六三メートルの地点
 ④⑤の地点 ④④の地点から一四四度五七分二四秒二七・〇四メートルの地

点

④⑥の地点 ④⑤の地点から二三四度五八分一七秒二・〇五メートルの地点
 ④⑦の地点 ④⑥の地点から一四七度四〇分五秒三・八五メートルの地点
 ④⑧の地点 ④⑦の地点から二三九度四三分二〇秒三・一メートルの地点
 ④⑨の地点 ④⑧の地点から一五〇度五一分四二秒七・九七メートルの地点
 ④⑩の地点 ④⑨の地点から一五二度五〇分三九秒六・六七メートルの地点
 ④⑪の地点 ④⑩の地点から一五五度一八分三九秒二〇・三二メートルの地

点

④⑫の地点 ④⑪の地点から一五六度二九分三〇秒五・五三メートルの地点
 ④⑬の地点 ④⑫の地点から一五五度一八分四三秒一四・二四メートルの地

点

④⑭の地点 ④⑬の地点から一五二度一七分四九秒九・五四メートルの地点
 ④⑮の地点 ④⑭の地点から一四七度三八分五七秒九・三メートルの地点
 ④⑯の地点 ④⑮の地点から一四〇度四分五三秒七・二メートルの地点
 ④⑰の地点 ④⑯の地点から一三七度二〇分二一秒七・〇八メートルの地点
 ④⑱の地点 ④⑰の地点から一三〇度二五分四四秒三・五六メートルの地点
 ④⑲の地点 ④⑱の地点から一二三度四五分六秒八・七六メートルの地点
 ④⑳の地点 ④⑲の地点から一一四度一二分二七秒八・七六メートルの地点
 ④㉑の地点 ④㉑の地点から一〇六度一分一七秒六・四二メートルの地点
 ④㉒の地点 ④㉒の地点から九九度一分二〇秒六・四二メートルの地点
 ④㉓の地点 ④㉓の地点から九三度三四分一八秒三・八三メートルの地点
 ④㉔の地点 ④㉔の地点から九〇度二五分六秒一・七八メートルの地点
 ④㉕の地点 ④㉕の地点から八七度一四分四三秒八・一三メートルの地点
 ④㉖の地点 ④㉖の地点から八〇度三五分二九秒九・二八メートルの地点
 ④㉗の地点 ④㉗の地点から七五度五七分三四秒九・五二メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字尾の前七一二番一、七一二番五、七一一番四、七一一番六、七一一番五から七一一番四七まで、七一一番四九、七一一番五〇番、七一一番一、七一一番二、七一一番三、七一一番四、七一一番五及び七一一番番、字小倉七一一番五、七一一番イ、七一一番ロ、七一一番ハ及び七一一番ニ並びに字志礼川八四二三番一及び八四二七番三の地先公有水面

(二) 区域 次の各地点を順次直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結ぶ春分の満潮位(DLプラス二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串字森木七五三番二に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒)から二〇五度三九分四一秒一、一四四・九七メートルの地点

②の地点 ①の地点から三〇七度四九分二秒四三・一九メートルの地点

③の地点 ②の地点から三七度四九分六秒一〇〇・五メートルの地点

④の地点 ③の地点から九〇度一分四秒一二三・二四メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から一一一度二七分二九秒一六一・〇三メートルの地

④⑧の地点 ④⑦の地点から七三度五分一八秒九・七六メートルの地点
 ④⑨の地点 ④⑧の地点から七二度九分五六秒五・〇三メートルの地点
 ④⑩の地点 ④⑨の地点から七一度三〇分三秒一四・九三メートルの地点
 ④⑪の地点 ④⑩の地点から七一度三一分五秒二〇メートルの地点
 ④⑫の地点 ④⑪の地点から七一度三〇分三秒五秒二〇メートルの地点
 ④⑬の地点 ④⑫の地点から七一度三三分三秒一七・一メートルの地点
 ④⑭の地点 ④⑬の地点から七一度三三分二七秒七・一八メートルの地点
 ④⑮の地点 ④⑭の地点から七四度三〇分六秒九・六一メートルの地点

(三) 面積 七、七二三・四二平方メートル

点

- ⑥の地点 ⑤の地点から一三八度一三分五一秒一一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一五二度一四分五六秒九六・五一メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から七二度一〇分八秒一〇五・九一メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一四二度三一分二四秒四二・八メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一六一度二八分二五秒一〇メートルの地点
- (三) 面積 四二、二二二・五六平方メートル
- 五 埋立地の用途 公衆用道路

◎佐賀県告示第三百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、玄海町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、同町長から届出があった。

右の処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年五月十日

佐賀県知事 古川 康

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上に編入する区域</p>
<p>大字今村字榎山</p>	<p>大字今村字堤田七七七_二、七七七五_一の一部、七七七六_一の一部、七八一四_一の一部、七八一五_一、七八一六_一、七八一七_一の一部、七八二五_一から七八二五_三までの各一部、七八二八_三の一部及び七八二九_一から七八二九_三までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字今村字棚橋七九九九_一の一部、八〇〇五_一から八〇〇七_一までの各一部、八〇〇八_一の一部、八〇〇九_一から八〇一一_一までの各一部及び八〇一三_一の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>

<p>大字今村字堤田</p>	<p>大字今村字榎山七六四四_一の一部、七六四四_三の一部、七六四五_一の一部、七六四六_四の一部及び七六四九_一の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字今村字棚橋七九一一_一の一部、又七九一一_一、七九一二_一の一部、七九一七_五の一部、七九四七_一の一部、七九四八_一の一部、七九四九_一の一部、七九四九_三、七九五〇_一の一部、七九五二_一の一部、七九五二_三、七九五二_一の一部及び七九六〇_一から七九六二_一までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
<p>大字今村字棚橋</p>	<p>大字今村字榎山七六五〇_七の一部、七六五七_三の一部、七七二五_一の一部、七七二六_一の一部及び七七二六_三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字今村字堤田七七四八_二の一部、七七四九_一の一部、七七七五_一から七七七八_一までの各一部、七七八〇_一の一部、七八三七_八の一部、七八三七_九の一部、七八三八_一の一部、七八三八_三の一部、七八三九_一の一部、七八四〇_一の一部、七八四二_一の一部、七八七八_一の一部及び七八八六_一の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
<p>大字今村字大橋</p>	<p>大字今村字榎山七七〇二_一の一部、七七〇二_三の一部及び七七〇三_一から七七〇五_一までの各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字今村字棚橋七九九〇_一、七九九〇_三、七九九一_一、七九九二_一、七九九三_一、七九九四_一及び七九九四_三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p>
<p>大字浜野浦字ダゲク</p>	<p>大字浜野浦字松の尾九〇二_一の一部及びこれに伴う道路の区域</p> <p>大字大園字耳切一六二七_九の一部、一六二七_三の一部、一六二七_三の一部、一六三〇_一の一部、一六三一_一、一六三二_一の一部、一六三五_一の一部、一六三六_一の一部、一六三八_一の一部及び一七五九_六の一部並びにこれらに伴う道路の区域</p>
<p>大字浜野浦字松の尾</p>	<p>大字浜野浦字ダゲク八八二_一の一部及び八八四_一の一部並びにこれらに伴う水路の区域</p> <p>大字大園字古田一六一三_三、一六一三_四、一六一九_一の一部、一六二〇_一の一部及び一六二〇_六の一部</p> <p>大字大園字耳切一六二七_三の一部、一六二七_四の一部、一六二八_一、一六二八_一の一部、一六三〇_一の一部及び一六三二_一の一部並びにこれらに伴う道路の区域</p>
<p>大字大園字古田</p>	<p>大字大園字耳切一六二七_三の一部、一六二七_三の一部、一六</p>

大字大園字耳切	二七 ^四 の一部、一六二八 ^一 の一部及び一六三二 ^一 の一部並びにこれらに伴う道路の区域
大字大園字古田	大字大園字古田一六二 ^一 の一部及び一六二二 ^一 の一部 大字大園字柳山一八三 ^七 の一部
大字大園字柳山	大字大園字耳切一七五九 ^{一〇} の一部、一七五九 ^{一〇} から一七五九 ^三 までの各一部及び一七七四 ^二 の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

●佐賀県告示第百三十二号

指定金融機関等の指定(平成十三年佐賀県告示第百六十三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十日

佐賀県知事 古川 康

三の表中

大川信用金庫	〃	〃	を
イーバンク銀行株式会社	日本国内のすべての店舗	県公金の収納事務(マルチイメントネットワークを利用するものに限る。)	を
大川信用金庫	佐賀県内のすべての店舗	県公金の収納事務	を

○ 公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する平成18年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古川 康

1 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
- (2) 実地試験
 - 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(実物鑑定ではなく、記述式により行う。)

2 試験日時

平成18年8月1日(火) 10時30分から12時40分まで

3 試験場所

佐賀県職員互助会館(佐賀市城内一丁目6番5号)

4 受験願書の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成18年6月5日(月)から6月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、平成18年6月16日(金)の消印があるもので受け付けます。

(2) 受付時間

8時30分から17時15分まで

(3) 受験願書提出先

佐賀県健康福祉本部業務課

(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)

5 提出書類等

- (1) 受験願書

<p>受験願書は、業務課及び各保健福祉事務所に準備しています。</p> <p>なお、佐賀県のホームページ (http://www.pref.saga.lg.jp) からダウンロードできます。</p> <p>(2) 住民票の写し(市町村長から交付されたもの)</p> <p>(3) 写真</p> <p>出願前6か月以内に発行され、本籍の記載されたもの</p> <p>(4) 80円切手(受験票発送用)</p> <p>(5) 受験手数料</p> <p>10,500円(佐賀県収入証紙によること。)</p> <p>ただし、電子申請の場合は9,000円</p> <p>なお、既に納入された手数料は、いかなる理由があっても返還しません。</p> <p>6 出願方法</p> <p>(1) 書面による場合</p> <p>提出書類各1通を持参又は郵送で佐賀県健康福祉本部業務課に提出してください。</p> <p>(2) 電子申請による場合</p> <p>ア 受験手数料は、インターネットバンキング等によりお支払いいただきます。あらかじめ金融機関への申し込みが必要ですので、取引先の金融機関に確認してください。</p> <p>イ 佐賀県のホームページの申請・届出メニューから、「毒物劇物取扱者試験」を検索し、画面の指示に従い、直接所定の事項を入力してください。</p> <p>ウ 住民票の写し、写真(裏面に申請者の氏名及び住所を記載したもの)及び80円切手を同封のうえ、申請日の3日以内に業務課あてお送りください。</p> <p>エ 受験手数料は、申請から3日以内に金融機関にお支払ください。</p>	<p>7 合格発表</p> <p>(1) 平成18年8月17日(木) 9時に県庁本館前の掲示板及び各保健福祉事務所の掲示板又は玄関に掲示します。</p> <p>また、佐賀県のホームページにも掲載します。</p> <p>(2) 試験合格者には、合格証書を郵送します。</p> <p>8 簡易開示制度</p> <p>佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例37号)第20条に基づき簡易開示制度により、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示請求ができます。</p> <p>(1) 開示方法 閲覧又は口頭</p> <p>(2) 開示内容 科目別得点及び総合点</p> <p>(3) 開示期間 平成18年8月17日(木)から9月19日(火)(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の9時から17時15分まで</p> <p>(4) 開示場所 佐賀県健康福祉本部業務課(新行政棟3階)</p> <p>(5) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証等)</p> <p>(6) その他 開示請求希望者は、事前に佐賀県健康福祉本部業務課麻薬・毒物担当へ連絡すること。</p> <p>9 受験手続に関する問い合わせ先</p> <p>佐賀県健康福祉本部業務課(電話番号 0952-25-7082)</p> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成18年5月10日</p> <p>佐賀県知事 古川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称</p>
---	---

小城市小城町岩藏字二瀬川一角128番、133番、195番、197番1、197番2、199番1及び199番19

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- (1) 佐賀市栄町2番1号
佐賀県経済農業協同組合連合会
- (2) 小城市小城町東小路158番地1
佐城農業協同組合

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、川登土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	松尾 七郎	武雄市東川登町大字永野516番地	平成18年3月31日退任
"	諸石 利政	" 大字袴野16524番地	"
"	稲富 勝弘	" 大字永野2475番地	"
"	田栗 誠	" 西川登町大字神六23558番地	"
"	松尾 忠	" 26326番地1	"
"	井手 広夫	" 27069番地	"
"	早田 道也	" 東川登町大字袴野10630番地	"
監事	橋口 清	" 12342番地	"
"	古川 文一	" 大字永野7899番地	"
"	奥川喜代二	" 西川登町大字小田志17246番地	"
理事	諸石 利政	" 東川登町大字袴野16524番地	平成18年4月1日就任
"	古川 文一	" 大字永野7899番地	"
"	稲富 勝弘	" 2475番地	"
"	田栗 誠	" 西川登町大字神六23558番地	"

"	福田 喜一	" 東川登町大字永野531番地	"
"	東島 康幸	" 西川登町大字神六20560番地1	"
"	早田 道也	" 東川登町大字袴野10630番地	"
監事	淵 辰弘	" 西川登町大字小田志19811番地	"
"	橋口 清	" 東川登町大字袴野12342番地	"
"	山口 靖國	" 西川登町大字神六28491番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、鹿島市七浦干拓土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	栗 芳満	鹿島市大字音成丙1636番地	平成17年12月15日退任
"	中島 末廣	" 丙1625番地	平成18年4月1日就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北多良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	岩島 好	太良町大字多良4315番地1	平成18年3月31日退任
"	江口 楠男	" 2577番地	"
"	西村 政俊	" 4182番地	"
"	森川 求	" 4177番地	"
"	本多 徳雄	" 4547番地1	"
"	山口 和人	" 3766番地	"

”	峰松 敬藏	”	”	2008番地	”
”	黒田 正昭	”	”	2039番地	”
”	池田 信文	”	”	2190番地	”
”	中村 輝善	”	”	2799番地	”
”	本村 正徳	”	”	5530番地2	”
監事	江口 伸次	”	”	2703番地1	”
”	山口 広志	”	”	3755番地	”
理事	岩島 好	”	”	4315番地1	平成18年4月1日就任
”	江口 楠男	”	”	2577番地	”
”	池田 信文	”	”	2190番地	”
”	山口 直毅	”	”	3736番地	”
”	森川 誠司	”	”	4197番地	”
監事	江口 伸次	”	”	2703番地1	”
”	山田 速男	”	”	3068番地	”

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）北方地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年6月22日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）北方地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年5月11日から平成18年6月7日まで

3 縦覧の場所

武雄市役所

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）白石地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でのこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成18年6月22日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号843-0023 武雄市武雄町昭和265番地）に提出してください。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）白石地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年5月11日から平成18年6月7日まで

3 縦覧の場所

白石町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場IV期地区繁倉換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(畑地帯総合整備) 上場IV期地区繁倉換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間
平成18年5月11日から平成18年6月7日まで

3 縦覧の場所
玄海町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(畑地帯総合整備) 上場IV期地区棚橋換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業(畑地帯総合整備) 上場IV期地区棚橋換地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間
平成18年5月11日から平成18年6月7日まで

3 縦覧の場所
玄海町役場

県営土地改良事業(畑地帯総合整備) 上場IV期地区寺の上換地区の換地計画に基づき、平成18年3月17日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古 川 康

平成18年3月2日県営土地改良事業(一般農道整備) 東山田地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年5月10日

佐賀県知事 古 川 康

○ 人事委員会事項

●佐賀県人事委員会告示第一号

労働基準監督機関の職権を行使する県事務所の区分(平成十二年佐賀県人事委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十日

佐賀県人事委員会

委員長 峰 谷 尚 久

表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十二号の項中「職員研修所」を「自治修習所」に、「林業試験場 建設技術センター」を「林業試験場」に改め、同表の労働基準法別表第一の各号に掲げる事業の第十三号の項中「保健所」を「保健福祉事務所(福祉支援課及び保護課を除く。)」に改め、同表の労働基準法別表第一に掲げる事業以外の事業の項中「福祉事務所」を「保健福祉事務所福祉支援課及び保護課」に、「大阪事務所 労政事務所」を「大阪事務所」に改める。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十六号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十八年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年五月十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党三養基郡協議会	原野 辰義	中島 一彦	三養基郡みやき町大字西島二五五〇の二
自由民主党肥前町支部	川口半一郎	中江 定吉	唐津市肥前町田野甲一〇〇一番地五
自由民主党太良町支部	田中 春男	恵崎 良司	藤津郡太良町大字糸岐三七六三番地

二 資金管理団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
伊藤やすひこ後援会	伊藤 泰彦	滝下 賢	唐津市相賀二五四一―一
浜本しんご後援会	濱本 慎五	福島 利春	唐津市八幡町六三八番地一九一
藤野靖裕後援会	藤野 靖裕	久米 勝也	佐賀市南佐賀一丁目五一―一六
まつおきよみ後援会	松尾 清美	松尾 実	伊万里市南波多町府招二一七〇
真子輝雄後援会	真子 輝雄	福島 一雄	小城市小城町二四〇番地三

三 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
江口一則後援会	江口 一則	山口 輝	杵島郡白石町大字遠ノ江四三〇三
江口文博後援会	久野 官一	橋本 始	杵島郡白石町大字福富下分三八三―一
江崎千栄子後援会	川副久萬夫	諫山 輝子	佐賀市西与賀町厘外七七八番地一
大隈文夫後援会	岩永 政幸	樋口 邦雄	杵島郡白石町大字深浦五一七九
川崎敬治後援会	川崎 敬治	川崎 常博	佐賀市諸富町大字為重二六番地一
喜多輝昭後援会	弘瀬 堯紀	久原 征美	杵島郡白石町大字福富五八二番地
久世公堯佐賀県後援会	西村 正俊	飯盛 邦尚	佐賀市本庄町大字鹿子一四番地一八
高齢者が安心して暮せる村づくりを進める会	納富 高敏	久米 正喜	佐賀市三瀬村三瀬三一五番地口第二
佐賀県民主教育政治連盟	田中 政人	瀬尾 亮二	佐賀市高木瀬町大字東高木二二七の二
佐賀市民党海舟会	内藤 捷雄	内藤 和子	佐賀市若宮二丁目一三番一―一
進藤健介後援会	下尾 学	久我 英夫	唐津市神田六一七番地一二六号
鈴木敏鷹後援会	大野卯右工門	鈴木ミノリ	佐賀市富士町大字麻那古八六一番地
副島信良後援会	大石 正人	船津丸信代	佐賀市神野西二丁目三―三三三
武富健一後援会	瓦田 一生	小川 正之	多久市北多久町大字小侍五二六七番地
田中宏後援会	田中 宏	田中 昭身	佐賀市富士町大字栗並二二八二
田原ひでゆき後援会	綿島 正登	岡 春男	神埼市神埼町竹九八二番地
とす未来21をつくる会	斉藤 正治	天本 彰廣	鳥栖市宿町一四三六
中村清二後援会	古田 博	森永 宗宣	杵島郡白石町大字福吉二〇九九番地の一

樋崎寛治後援会	長野 修三	原田 洋志	唐津市長谷三八番地
ひげん英雄会	小山 正富	井上 武則	唐津市肥前町星賀乙九二三番地の九
福島是幸後援会	汐待 育生	浦中憲一郎	佐賀市神野東四丁目七一五
福成千敏後援会	福成 晴己	中村 博一	神埼郡吉野ヶ里町三津一三〇二一
前川明男後援会	川良 悦市	前川美智子	〇 嬉野市塩田町大字大草野甲一七八
山口住芳後援会	山口 正広	山口ハルミ	杵島郡白石町大字福富字下分一七一
山口なおゆき後援会	山口 正児	井本 一義	唐津市相知町相知三〇四四番地の
吉田俊章後援会	中尾 和利	池田 哲郎	藤津郡太良町大字多良一九八四

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、清友政策研究会から平成18年4月13日に訂正の報告があったので、平成17年12月6日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨(平成16年分)の一部を次のとおり訂正する。

平成18年5月10日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

総括表の清友政策研究会の項中

19,830	19,830	0	0	19,830
--------	--------	---	---	--------

を

119,830	19,830	100,000	0	119,830
---------	--------	---------	---	---------

に改め、同項の収入の内訳

の支部又は本部から供与された交付金に係る収入の欄を次のように改める。

100,000

5. 本部又は支部から供与された交付金に係る収入の表中

民主党佐賀県第1区 総支部	民主 党 本 部	10,000,000	東京都千代田区
------------------	----------	------------	---------

を

民主党佐賀県第1区 総支部	民主 党 本 部	10,000,000	東京都千代田区
清友政策研究会	自 由 民 主 党 佐賀県支部連合会	100,000	佐賀市

に改める。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年五月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷



R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています